

# 第69回埼玉県国土利用計画審議会議事録

## 会 議 の 概 要

### 1 会議の日時及び場所

令和元年 11 月 27 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分まで  
浦和ワシントンホテル 3 階 プリムローズ

### 2 委員の出欠状況

別紙 1 のとおり

### 3 出席職員

別紙 2 のとおり

### 4 議事内容及び審議結果

埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（坂戸農業地域の拡大）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

### 5 議事の経過

別紙 3 のとおり

## 第 6 9 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

|    | 氏 名    | 現 職                       | 専門分野等  | 出欠 |
|----|--------|---------------------------|--------|----|
| 1  | 安藤巳喜夫  | 埼玉県農業会議常設審議委員             | 農 業    | 出席 |
| 2  | 井上真理子  | 森林総合研究所多摩森林科学園主任研究員       | 森 林    | 出席 |
| 3  | 今泉 飛鳥  | 埼玉大学経済学部准教授               | 産 業    | 出席 |
| 4  | 上杉 徳子  | 上杉不動産鑑定事務所所長              | 土地問題   | 出席 |
| 5  | 内田奈芳美  | 埼玉大学経済学部准教授               | 都市計画   | 欠席 |
| 6  | 小川真一郎  | 埼玉県議会議員                   | 地方行財政  | 出席 |
| 7  | ○加藤 孝明 | 東京大学生産技術研究所教授、社会科学研究所特任教授 | 防 災    | 欠席 |
| 8  | 小嶋 文   | 埼玉大学大学院理工学研究科准教授          | 交通問題   | 出席 |
| 9  | ◎小瀬 博之 | 東洋大学総合情報学部教授              | 環境全般   | 出席 |
| 10 | 小谷野五雄  | 埼玉県議会議員                   | 地方行財政  | 出席 |
| 11 | 醍醐 清   | 埼玉県議会議員                   | 地方行財政  | 出席 |
| 12 | 高橋 政雄  | 埼玉県議会議員                   | 地方行財政  | 出席 |
| 13 | 永瀬 秀樹  | 埼玉県議会議員                   | 地方行財政  | 出席 |
| 14 | 西野亜希子  | 東京大学高齢社会総合研究機構特任助教        | 社会福祉   | 出席 |
| 15 | 原 美登里  | 立正大学地球環境科学部准教授            | 自然環境保全 | 欠席 |
| 16 | 村岡 正嗣  | 埼玉県議会議員                   | 地方行財政  | 出席 |

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 13 名、欠席委員 3 名

## 第69回埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

| 所 属          | 職 名    | 氏 名     |
|--------------|--------|---------|
| 企画財政部        | 地域経営局長 | 石 井 貴 司 |
| 企画財政部 土地水政策課 | 課 長    | 鈴 木 柳 蔵 |
| 環境部 みどり自然課   | 副 課 長  | 鈴 木 英 雄 |
| 農林部 農業政策課    | 副 課 長  | 長谷川 征 慶 |
| 農林部 森づくり課    | 副 課 長  | 永 留 伸 晃 |
| 都市整備部 都市計画課  | 副 課 長  | 石 川 修   |

○司会（田中土地水政策課副課長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから第69回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます、土地水政策課副課長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、埼玉県企画財政部地域経営局長の石井からご挨拶申し上げます。

○石井地域経営局長 皆様、こんにちは。埼玉県企画財政部地域経営局長の石井でございます。

本日は、皆様ご多用の中、第69回埼玉県国土利用計画審議会にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、委員の皆様には、日ごろから県政全般にわたり、各別のご指導、ご協力を賜っておりまして、重ねてお礼申し上げる次第でございます。

本審議会は、国土利用計画法第38条に基づき設置されております。本日は、諮問事項といたしまして、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）のご審議をお願いするものでございます。

ご案内のとおり、土地利用基本計画は県土利用の基本方向などを定めた計画書と都市計画や農業振興地域整備計画などの諸計画を束ねる計画図で構成されているものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明させますが、委員の皆様におかれましては専門的な視点から、また大所、高所の視点からご意見を賜ればと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ここで委員の出席状況をご報告いたします。委員総数16名中、本日13名の方に出席いただいております。過半数の委員が出席していらっしゃいますので、埼玉県国土利用計画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。緑色の封筒の上のものですが、次第から始まりまして、委員名簿、座席表、資料1、資料2、参考資料1というのは1枚だけのものです。参考資料2、ホチキスとめ、これが封筒の上に乗っております。そのほかに、左側ですが、黄色い埼玉県土地利用基本計画と第4次埼玉県国土利用計画の冊子を

置かせていただいております。

続きまして、次第の3、委員及び職員紹介でございます。

初めに、委員の皆様をお手元の名簿の順にご紹介させていただきます。安藤巳喜夫委員です。

○安藤委員 深谷市農業委員会会長の安藤でございます。いろいろな問題点がありますがけれども、今回については農地に戻す、白から青ということで、またご意見をいただきながら続けさせていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 井上真理子委員です。

○井上委員 森林総合研究所の井上と申します。森林の立場からまいりました。よろしく願いします。

○司会 今泉飛鳥委員です。

○今泉委員 埼玉大学経済学部からまいりました。経済、産業の視点からということで、よろしく願いいたします。

○司会 上杉徳子委員です。

○上杉委員 不動産鑑定士の上杉と申します。土地問題に関してまいりました。よろしく願いいたします。

○司会 内田奈芳美委員は、本日所用のため欠席でございます。

小川真一郎委員です。

○小川委員 埼玉県議会の小川真一郎です。よろしく願いいたします。

○司会 小谷野五雄委員です。

○小谷野委員 どうも皆さん、こんにちは。県会議員の小谷野五雄と申します。どうぞよろしく願いします。

○司会 加藤孝明委員は、本日所用のため欠席でございます。

小嶋文委員です。

○小嶋委員 埼玉大学の小嶋です。よろしく願いいたします。

○司会 小瀬博之会長でございます。

○小瀬会長 東洋大学の小瀬と申します。会長を務めさせていただきます。よろしく願いします。

○司会 醍醐清委員です。

○醍醐委員 県会議員の醍醐でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 高橋政雄委員です。

○高橋委員 県会議員、高橋政雄です。よろしくお願いいたします。

○司会 永瀬秀樹委員です。

○永瀬委員 県会議員の永瀬秀樹でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 西野亜希子委員です。

○西野委員 東京大学の西野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 原美登里委員は、本日所用のため欠席でございます。

最後に、村岡正嗣委員です。

○村岡委員 県議の村岡正嗣です。この審議会は初めてですので、基本的なこと、皆さん承知のことも聞くかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

土地水政策課長の鈴木でございます。

○鈴木土地水政策課長 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 農業政策課副課長の長谷川でございます。

○長谷川農業政策課副課長 長谷川です。よろしくお願いいたします。

○司会 都市計画課副課長の石川でございます。

○石川都市計画課副課長 石川です。よろしくお願いいたします。

○司会 みどり自然課副課長の鈴木でございます。

○鈴木みどり自然課副課長 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 森づくり課副課長の永留でございます。

○永留森づくり課副課長 永留でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 以上でございます。

それでは、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、これからの議事進行につきましては、会長によろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小瀬会長） それでは、議長を務めさせていただきます。お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、本日の議事録に署名をお願いする委員でございますが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

今回は、今泉飛鳥委員、小嶋文委員にお願いします。よろしいでしょうか。

（両委員の承諾を確認して） それでは、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議を公開としてよろしいか伺います。審議会規則第6条は、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができると規定しています。原則どおり公開としてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議を公開とします。

傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○司会 傍聴希望者はありません。

○議長 では、審議に入ります。

埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○鈴木土地水政策課長 土地水政策課長の鈴木と申します。

それでは、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）についてご説明申し上げます。

初めに、恐縮ですが、お手元の資料、参考資料1をご用意いただきたいと存じます。「埼玉県土地利用基本計画について」という1枚つづりの資料でございますが、こちらをご用意いただきたいと存じます。

本日ご審議いただきます、埼玉県土地利用基本計画でございますが、この計画は、国土利用や県土利用の基本理念等を記した国土利用計画全国計画、それから埼玉県計画をベースに策定しているところでございます。

その下に書いてございますとおり、役割でございますが、都市計画や農業振興地域といった諸計画を束ねることが1つ。もう1つでございますが、大規模な土地を取得するもの、例えば、市街化区域の場合ですと2,000平米以上になりますが、こういった土地を取得する場合につきましては、国土利用計画法に基づきまして届け出が必要となります。その際には、利用目的を県は審査するわけでございますが、その際の1つの基準として使っているところでございます。

また、その下にございますように、この土地利用基本計画は、計画書と計画図で構成されているところでございます。計画書には土地利用の基本方向などを定めているところでございまして、計画図には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域の範囲を具体的な地図で落とし込んでいるものでございます。

また、地域の設定の考え方でございますが、この計画図に注釈がございますように、例



えば都市地域につきましては、一体の都市として総合的に開発、整備、保全の必要がある地域ということで、都市計画法に定める都市計画区域に相当するエリアをベースにエリア設定しているところでございます。

また、農業地域につきましては、総合的に農業の振興を図る地域ということで、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域のエリアをベースに設定しているところでございます。

これらの個別法に基づく区域や地域の拡大、縮小等を行う場合には、それらの手続とも連動を図りながら、土地利用基本計画図の変更をする必要性が生じてまいりますので、本日、その内容についてご審議いただくところでございます。

続きまして、資料1をご用意いただきたいと存じます。本日もご審議をいただきたい具体的内容ですが、「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）」という資料をご用意いただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、まず変更内容でございますが、坂戸市大字厚川及び萱方地内の13.4ヘクタールを新たに農業地域に編入するものでございます。

下の変更理由でございますが、この土地におきまして農業生産基盤整備事業を行いまして、総合的に農業の振興を図るためという位置づけにするためでございます。

また、拡大する面積の内訳でございますが、農地が9.96ヘクタール、道路、水路が2.92ヘクタール、宅地が0.54ヘクタールという内訳となっております。

また、農業生産基盤整備事業の内容でございます。①にございますが、公益社団法人埼玉県農林公社が令和2年度から4年度にかけて行う事業でございます。具体的な内容としましては、水田の区画拡大ですとか、作業道路の拡幅、農業用水施設の護岸整備といった内容となっているところでございます。

次に、その下の他の地域区分との重複状況でございますが、この場所は都市計画区域内ということもございまして、都市地域と設定しているところでございます。

また、この変更に伴います坂戸市長からの意見はありませんでした。

続きまして、2ページをご覧くださいと存じます。こちらは、5つの地域区分に基づきまして、県全体で集計した面積の一覧をまとめたものでございます。今回の内容としましては、農業地域を13ヘクタール拡大するというところでございまして、一番右側の列、上から3段目になりますけれども、農業地域につきましては13ヘクタール拡大しまして、拡大後の面積につきましては16万8,331ヘクタール、そのような変更を行いたいという内

容でございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。こちらが土地利用基本計画図のうち、今回変更するものにつきまして、拡大して示した図でございます。上段が変更前のものでございまして、農業地域の拡大、真ん中あたりにエリアを設定しているかと思えますけれども、変更予定区域を農業地域に拡大することによりまして、変更後は下の図面にしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。今回行いたい場所の具体的な位置図でございますが、変更を予定している区域につきましては、この地図の左下でございます、赤色で囲まれたエリアでございます。東武越生線一本松駅という鉄道駅がございまして、そこから北側に1キロメートル弱に位置している場所でございます。

恐縮ですが、次の5ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは土地利用現況図となっております。右下に凡例がございますが、青が田んぼ、赤が畑、黄色が宅地といった現在の土地利用の状況となっております。現況も田んぼと畑が多い土地でございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。こちらが土地利用計画図ということで、基盤整備事業が主な内容となっております。右下に凡例がございますが、緑色の部分につきましては、整地工事を中心に行うというものでございます。それから、茶色につきましては、道路整備工事を行うということで、青色の部分につきましては、用水路整備工事を行う。こういった事業計画となっております。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。現況の航空写真ということで、先ほど説明しました土地の現況図を写真としてあらわしたものでございます。

最後に、8ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、坂戸市全体の農業振興地域図でございまして、中段よりやや下側の真ん中あたりに変更予定区域ということで、今回の場所が示されているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長　ただいま事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。醍醐委員、お願いいたします。

○醍醐委員　初めての審議会の参加なので、本当に細かいことからお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、今2ページの説明の中で、今回の変更につきまして、都市地域の一部を農業地域にするというお話でしたので、農業地域が13ヘクタール増えるというのはわかるのですが、その部分はどこから減っているのでしょうか。わかったら教えていただければと思います。都市地域から減っていくのかなとは思いますが、まず1点はそういうことです。

もう1つ、今説明の中にありましたほ場整備の関係で、6ページが今回の事業計画の中ではほ場整備の予定が入っておりますけれども、その前の現況図をみますと、農業が振興されている地域だということがわかります。6ページの白くなっている部分、今回のほ場の整地工は行わない部分ですが、現況をみますと、まだ田んぼの部分が随分あるのですが、これはほ場整備の対象には入らないというのでよろしいか、その辺をお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長　それでは、2点、お願いいたします。

○鈴木土地水政策課長　恐縮ですが、5地域区分の面積ということで、資料1の2ページをご覧くださいと存じます。この表の中で、7段目あたりに五地域計という名称があるかと思えます。五地域計ということで、69万822ヘクタールという内訳になってございます。ご案内のとおり、埼玉県の県土面積は38万ヘクタールぐらいございますので、これを大きく、ほぼ倍ぐらいオーバーしているところでございます。

この理由でございますけれども、例えば市街化調整区域の農業振興地域などにつきましては、市街化調整区域にございますので、都市地域にも位置づけられているところでございます。あわせて、農業振興地域ということで農業地域とダブルでカウントされたという状況でございます。

以上です。

○議長　では、もう1つの質問についてお願いいたします。

○長谷川農業政策課副課長　続きまして、6ページの白い部分が、ほ場整備はされるのかということですが、今回の農業振興地域の拡大に当たりまして、農業生産基盤整備事業を実施しない筆につきましては、現状畑地、もしくは宅地等の利用をしているということでありまして、今後も畑地利用するということでもありますので、ほ場整備のエリアの中ではありますが、当該地は整備をやらないと伺っております。

○議長　よろしいでしょうか。(村岡委員の挙手に対して) お願いいたします。

○村岡委員　では、私からも質問させていただきます。

航空写真をみると状況が非常にわかりやすく、私もこの件が審議されるということで、現地に行ってまいりました。この航空写真のように、隣までも住宅がずっと開発されてきているところなのです。

私、県南地域に住んでいるのですけれども、調整区域に限らず、県南の貴重な農地とか緑地がだんだん開発されてくる。そういう現状を、ある意味、憂いている部分もあるのですが、こういうときに、周りに住宅地がどんどん開発されてきているところの隣接のここは、現在も調整区域でありますけれども、さらに農振にするということで、私個人的には非常に結構なことだと思っているのです。

逆に疑問が湧いたのは、そもそもここを調整区域に、さらに農振の網をかけることのそもそもの動機づけはどこから生まれたのかと。ここの農家の皆さん方が、開発をさらに厳しく抑制するためにも農振を求めたのか、それともほかの理由なのかというのが聞きたいことの1点です。

それとあわせて、そもそもここの地権者が何人いて、先程の説明では坂戸市長さんは意見なしでしたけれども、地権者の皆さんの賛否だとか、意見はどのようになっているのかということの、大きく2点をお答えいただきたいと思います。

○長谷川農業政策課副課長　まず開発の関係ですけれども、地権者の方は納得しているということで、反対はないと伺っているところでございます。それにつきましては、地権者の説明会を開催しておりまして、地元の地権者ですとか、そのほ場整備事業をやるための役員の説明会等を3、4度ほど行っていると聞いています。

今回、農振地域に含めるに当たりましては、県で農業振興地域に指定した後、今度は坂戸市さんで農用地区域、いわゆる青地に変更した後にほ場整備をするということで、地元についても了解をいただいたことだと聞いております。なお、地権者ですけれども、51名です。

○村岡委員　地権者の方が51名ということで説明会をやって、反対意見はなかったということは、51人の地権者の皆さん全員がこの変更賛成だという意思表示をされたのかということが、1つお聞きしたい点です。

もう1つは、青地にして、今度は地元からという話があったのですけれども、そうしますと、今の説明だとちょっとわからなかったのは、そもそもここを農振にしましょうよというのは、どこから生まれたのですか。

○長谷川農業政策課副課長　　地元で説明会等をしていく中で、地権者51名の方にはほ場整備をするに当たっては、青地に変更する必要があるということで説明したところ、農業振興地域に変更してほ場整備を導入したいという話になりました。それから、地権者51名のうち、同意につきましては50名の方、反対はゼロなのですけれども、無回答の方が1名いたと伺っております。

○村岡委員　　概ねわかりました。いずれにしても、反対者はいなかったということによってよろしいですね。

それで、これは県の農林公社が事業主体になって、農業生産基盤整備事業を行うという報告になっています。ということは、いわば県が関わっていると思うのです。51名の方が全員農家かどうか、私はわかりませんが、ほ場整備等が終わった後、農家の方が自分で営農していくという結果になるのでしょうか。この点、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○長谷川農業政策課副課長　　現在、担い手としてそこで耕作している方が2名ほど中心になってやっていると聞いております。その方のほか、個人の方とかもいるわけなのですが、そういう方等が農地を集積されて耕作されていくと伺っております。

○鈴木土地水政策課長　　動機づけの部分をちょっと補足させていただきたいと思うのですけれども、一般的に農業投資とか基盤整備するには、国ですとかの補助金などを受ける必要が出てくるかと思えます。その際に、農振農用地区域ですとか、そういうところから補助が受けられやすいところがありますので、農振農用地区域に入っていないと、そういう投資もなかなか受けづらいということも1つ動機づけの内容となるかと思えます。

○村岡委員　　私ばかりで済みません。そうしますと、坂戸市では、この変更について、例えば一般的に都計審だとか、いろいろな委員会とかがあると思うのですが、どういう審議なり協議を経て県に上がってきたのでしょうか。

○長谷川農業政策課副課長　　地元の農業振興協議会等の中で協議がされて、農振地域にしたいということで、市から県に要請が上がってきているということでございます。

○村岡委員　　もう最後ですけれども、いずれにしても、地元からそういうプロセスを経て、説明会もやって、反対意見もなくここに上がってきたということはよく理解できましたし、冒頭申し上げたように、調整区域に加えて農振ということで、私自身はなかなか結構なことだなと思っているわけです。

ただ、1つは、農地の中間管理機構への耕作条件改善事業という事業名がありますよう

に、実際は2名の方が農家と聞いていますから、今後ここの整備が進みますと、企業だとか、ほかの法人等が営農に参加する可能性も当然あると思うのですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

○長谷川農業政策課副課長 当然に農地の耕作条件整備をやりますので、担い手の方等がそこで営農が続けられないとなると、中間管理事業を間に入れて、担い手を探す形でその方に農地を転貸していくという形で、耕作をその場所で続けていっていただくという仕組みになります。

○村岡委員 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。私も4年目なのですがけれども、農業地域が増えるというのは初めてです。都市地域が増えるというのが一般的なので、結構レアなケースというところがあります。

ほかにご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでございますので、質疑は終了いたします。

それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更(案)につきまして、ご異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。

では、答申に付すべきご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。——これもよろしいですか。特にありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

なお、答申の文案につきましては、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めていきます。

続きまして、次第の5、その他でございますが、事務局から何かありますか。

○鈴木土地水政策課長 埼玉県国土利用計画審議会運営規程の改正(案)についてご説明申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 はい、お願いいたします。

○鈴木土地水政策課長 それでは、資料2をご用意いただきたいと存じます。「国土利用計画審議会運営規程の改正（案）」ということで、こちらを何枚かめくっていただきまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらの国土利用計画審議会の運営につきましては、この運営規程に基づきまして進めておりまして、第2条に書いてございますように、審議案件が発生する都度、会長がこのように会議を招集しまして、ご審議をいただいているという状況でございます。

恐縮ですが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。今回改正につきましてご提案したいものでございますが、1番に書いてございますように、会長が必要と認めた場合につきましては、招集による方法のほか、書面による審議を可能にするという内容でございます。

2番に書いてございますように、改正理由でございますが、今回の審議案件などのように、県土利用上、開発とかそういったものが伴わない、土地利用上、明らかに支障がないと考えられる事案につきましては、機動的に対応していく。そういったことから、招集を経ずに、書面による審議を行いたいというものでございます。

具体的には、3ページをご覧いただきたいと存じます。下線部が追加をしたいという部分になりますけれども、第3条の中で、会長が必要と認めた場合は「書面による審議」を追加し、第4条でその場合の議事録の記載内容を整理したという内容でございます。

ご了承いただいた場合には、今年の12月1日から施行したいと考えております。

なお、国土利用計画審議会の運営等につきましては、国から運用指針が示されておりますけれども、その中でも書面による審議が認められているという位置づけとなっておりますので、あわせてご検討いただければと思います。

以上で説明を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、事務局から説明のありました埼玉県国土利用計画審議会運営規程の改正（案）について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。では、村岡委員お願いいたします。

○村岡委員 2点ですけれども、もちろん改正の理由についてはよく承知しました。結構だと思います。

意見については「指定した期日までに」とあるのですけれども、例えば質問があった場合には、その回答はどういう手順で、期日はどうなのか。その回答に対してさらにまた意

見を言いたい場合は、どのように意見を表明する権利が担保されるのかというのが1つ目の質問です。もう1つは、会議を招集していただいて、会議形式でやってもらいたいという意見が出た場合は、どのように扱われるのでしょうか。その2点、お答えをお願いします。

○鈴木土地水政策課長 1点目につきましては、まず資料ができた段階で、各委員に議案の中身をまずご説明に上がりたいと思っております。その中でいろいろ疑問点等が出てくるかと思しますので、疑問点を集約化しまして、それを事務局でとりまとめて、各委員にお返ししていきたいと考えております。それをまた踏まえて、最終的にご意見を拝聴しまして、それでとりまとめていく。主な流れとすると、そんなことを考えているところでございます。

2点目の部分でございますけれども、もし招集が必要だという意見が出た場合でございますが、その際は会長と相談させていただきまして、対応を決定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○村岡委員 後段のことはわかりました。前段の質問は、そうしますと、皆さんで各委員のところへ出向いて行って、事前に説明をするということになると、改正理由の「機動的に対応」というのは大変なことではないかと思うのだけれども、またそこで質問とか出た場合に、その場ですぐに答えられて理解できればいいのですが、そこに時間がかかったりした場合等々については、どうなっていくのかなという疑問が浮かぶのです。

○鈴木土地水政策課長 今回は招集による方法で行いましたけれども、その際も事前に説明に伺って、いろいろご意見をいただいたところでございます。やはり集まっていたらとなると、日程調整も含めて、相当な期間、日程を確保しなければいけないという部分がございますので、仮に書面による審議となった場合につきましては、その部分の時間短縮効果はかなり図れるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長 ほかにございますか。井上委員、お願いいたします。

○井上委員 よろしく申し上げます。全く同意見なのでございますけれども、その場合に、審議会の回数ですが、今回は69回となっておりますが、書面による審査の場合も、それを1回ずつ増やしていくような形になるのか、その事務的な取り扱いのことを教えてください。

○鈴木土地水政策課長 書面による審議につきましても、1回、2回とカウントするこ



とになると思います。

以上です。

○議長　ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から提案のあった、埼玉県国土利用計画審議会運営規程の改正（案）につきまして、ご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ご異議がないようですので、埼玉県国土利用計画審議会運営規程は、事務局案のとおり改正いたします。

そのほか、事務局から何かございますか。

○鈴木土地水政策課長　特にございません。

○議長　それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会　熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、国土利用計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

——了——